

がん社会 を 診る

中川 恵一

前の英ロンドンで、煙突のすぐ掃除に従事した少年たちに増えた陰嚢（のう）がんも有名です。タールが陰嚢の皺（しわ）の中になってしまったことが原因でした。

昨年末、化学物質を扱う福井市内の工場の男性従業員5人が膀胱（ぼうこう）がんを相次ぎ発症していたことが発覚しました。この物質は「オルトートルイジン」と呼ばれ、芳香族アミンの一類です。洋服などを染める染料や顔料のもとになっています。液体を乾燥させると粉末状になり、空中に飛散しやすくなりま

す。これが吸入されて体内に入ると、がんを増やします。

5人はいずれも40～50代で、液体のオルトートルイジンから作った粉末状の物質を袋詰めしていました。通常の膀胱がんは高齢者に多いもので。しかも、40人規模の工場で5人が膀胱がんにかかるのは明らかに異常です。厚生労働省も因果関係を疑い、5人に労災申請を勧めました。

化学物質による労働者ののがんの代表は、アスベスト作業者の中皮腫です。2000年も

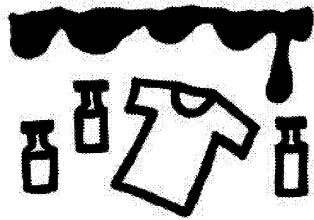
看過できぬ「労災型」

発端となった大阪市の印刷会社では17人が胆管がんを発症し、このうち9人が亡くなりました。作業で使われた「1、2ジクロロプロパン」を長期間、高濃度で吸い込んだことが原因と考えられています。国際がん研究機関（IARC）は2014年、この物質を最も発がん性があるグループ1に分類し、日本でも現在、特定化学物質として規制しています。

一方、オルトートルイジンは11年にグループ1の指定を受けています。欧州連合（EU）や韓国、中国、台湾などでは法規制の対象となっていますが、日本では業界の自主規制しかありませんでした。Tシャツなどの染料として国内で広く使われてきた安価な「アゾ色素」も皮膚、腸、肝臓などでオルトートルイジンなどに分解されるため、大きな問題です。

日本でもこの4月からようやく、家庭用の繊維・革製品について、オルトートルイジンなどの芳香族アミンの法規制が始まります。

（東京大学病院准教授）



イラスト・中村 久美